

職雇障発0426第2号
平成28年4月26日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県主管部（局）長} \\ \text{指定都市主管部（局）長} \\ \text{中核市主管部（局）長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課長
(公 印 省 略)

障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関する
Q&A【第二版】の策定について

平成25年6月に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第46号。以下「改正法」という。）に基づく、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び事業主の合理的配慮の提供義務については、本年4月1日から施行されたところです。

改正法の施行に向け、昨年、「改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A」を作成・公表し、平成27年6月16日付け職雇障発0616第1号「改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A及び合理的配慮指針事例集の策定について」により貴職宛て通達したところですが、今般、当該Q&Aを改訂し、新たに事業主等から寄せられた疑義に係る解釈等を追記した、「障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A【第二版】」を別添のとおり策定しましたので、その内容について御了知の上、障害者雇用主管部局及び障害者保健福祉主管部局が連携し、貴管内市区町村及び関係就労支援機関・事業所への周知方について、特段の配慮をお願いいたします。